警察庁からの第1次回答

管理番 号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等		制度の所管・ 関係府省庁		各府省からの第1次回答	
				根拠法令等		提案団体	区分	回答
368	省エネ法に基づく特定事 業者等に対する指導・助 責報告徴収、立入検査 の都道府県への権限移譲	立入検査権限を、並行権	【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を請するとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」ことされている。 地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの曹及」の施策の充実等に努めている。これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく、特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。【具体的な効果】地方公共団体においては、省エネルギーの促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの促用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県においては、工場事業者の情報を把握し、これら事業者に対し省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが明持される。【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。	エネルギーの使用 の合理化に関する 法律第6条、第53 条、第60条、第67 条、第87条	庁、総務省、	九州地方知事会	C 対応不可	前回の国から地方への事務・権限の移譲等に関する検討過程において、平成25年11月22日付けで、全国知事会から、一の都道府県で完結する特定事業者等は対する指導・助き、報告徴収、立入検査に関する権限の移譲の受入れが困難である旨示されている。
684	緊急通行車両の確認(通 行許可)権限の指定都市 長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、各事業所が到事又は申請を持つこととなってした。 災害時の緊急通行車両の確認権限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 災害時においては、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められることから、規模・能力のある政令指定都市も窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができるようにすべきであると考える。 【制度改正の必要性】 また、実際の災害の状況によりどのような車種が必要になるか、その際にどの車両が使用可能であるかは、発災後初めてわかるものであり、緊急通行車両として申請が必要な車両は、事前にすべてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるには限界がある。また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の運送会社等を利用する際に、今現在、どの車両が本市近辺に在しており、使用可能であるかは、発災の際にわかることであり、事前の申請のみでは対応できない事態も容易に想定される。 【支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から救援要請があり、迅速な対応が求められた。物資の搬送や本市職員の応援派遣にあたり申請を行ったが、その申請が省略できないなど、申請確認に時間を要した実態がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応ができたと考える。結果として14件の申請を行ったが、その中には災害対策用の車両のみならず、被災地からの要請に応じ、給水車や市営バスの車両等を活用するなど、想定とは異なる車両も活用している。 制度改正の効果】 このように、発災時には混乱が生じ、申請確認に時間がかかることが想定されるが、仮に権限が指定都市にあれば、より迅速かつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	災害対策基本法第 76条第1項 災害対策基本法施 行令第33条第1項 及び第2項	内閣府、警察庁	横浜市	C 対応不可	災害応急対策に従事する者又はこれに必要な物資・資材の広域にわたる輸送を確保するため、都道 府県公安委員会(以下「公安委員会(という。)は、災害対策基本法(以下「法」という。第76条第1項の 規定に基づき指定した道路の区間(以下「緊急交通路」という。)において、緊急通行車両以外の車両 の道路における通行を禁止し、反は制限するこかできるととされている。 緊急交通的として交通規制を実施する範囲は、道路の交通管理(領目状況)、交通量等に応じて順次 線小し、通行を認める車両の部間は、交通状況、推奨地のニーズ等を踏まる。優先度を考慮いつの正 環体大することとなるため、公安委員会は、緊急通行車両として確認された車両の台数を迅速かつ正 個に把握する必要がある。 このため、未来的には、緊急交通路に係る交通規制を実施する公安委員会が、一元的に緊急通行 車両に係る確認を行うことが望ましい。 成に、当該権のこ本が拡大すると、公安委員会が緊急通行車両として確認された車両の台数を迅速かつ正 速かつ正値に把握することが固難とない。適切な緊急交通第に係る交通規制の実施に支障が生じるお それがある。 したがって、本件提案への対応はできない。 なお、公安委員会においては、災害発生後、迅速に緊急通行車両に係る確認が受けられるよう、達 用上、専前届出制度を役割から設けており、事前届出によって届出済証の交付を受けた車両は、各都 道府県警察の警察本部、警察署、インターチェンジの核間所等で当該届出済証を提示すれば、確認及 び構章等の交付を連やいに受けることができるといるといるといるといるといると、 また、事前届出制度の対象となる緊急通行車両は、地域防災計画等に基づき、法策50条第1項に規 定する災害のとが実を実施するために使用されるものといると、 また、事前届出制度の対象となる緊急通行車両は、地域防災計画等に基づき、法策50条第1項に規 まずる災害のとが、2000年である。 また、事前届出制度の対象となる緊急通行車両は、地域防災計画等によっき、法第50条第1項に規 まずる災害のと、1項に規 であっても、2000年である。 また、事前届出制度の対象となる緊急通行車両は、地域防災計画等によるでき、法第50条第1項に規 まずる必要から、2000年であるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといる

1